

母子健康包括支援センター機能の充実について

1 背 景

平成 28 年 6 月に公布された母子保健法の改正により、妊娠や子育ての不安・孤立等に対応する機能を有する「母子健康包括支援センター」の設置が努力義務となった。

そこで、本区においても「母子健康包括支援センター」機能を充実し、妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援を行う。

2 目 的

区、医療機関、地域等の関係機関が連携し、すべての妊産婦や子育て家庭に対して、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うことにより、妊娠・出産や子育ての不安や孤立感等を解消する。

3 事業概要

下記の取組みを「おやこサポート・ネットワーク」（新規事業）として実施し、地域における乳児期の保護者同士の交流を支援するとともに、事業の担い手である地域の人材、地域の医療機関等のネットワークを強化し、地域全体で妊産婦等を支援する意識を醸成する。

(1) 乳児期の保護者等の交流支援

▽目的

不安感、負担感の高い時期となる乳児期の保護者を中心に、交流支援を実施することにより、地域全体で妊産婦等を支援する体制を整える。

▽対象者

3～4 か月児健診に来所した保護者

▽内容

家庭教育支援者養成講座の修了生等、地域の人材を活用して、同じ悩みを持つ者同士の交流や、地域の人々との交流を促す。

▽開始時期

令和元年 1 2 月

(2) 関係機関との連携強化

▽目的

母子手帳交付後、切れ目となりがちな期間の情報収集を行うため、妊娠期・産前産後・子育て期に利用する地域の医療機関等との連携を強化し、提供された情報を活かした支援策を速やかに展開できる仕組みを構築する。

▽対象

区内外の産科医療機関および助産所等

▽内容

医療機関や助産所と個別会議を実施する他に、関係機関とのネットワーク会議を開催し、連携を強化する。

▽開催時期

令和2年2～3月頃

4 補正予算額

▽歳出 366千円

▽歳入 138千円（国庫補助金・都補助金）

【参考】 浅草保健相談センターの移転場所

現施設：台東区花川戸1丁目14番16号

新施設：台東区花川戸2丁目11番10号

